平成２２年（フ）第２９８号
福島市松川町字伊藤10番地の５　雇用促進住宅２棟407号
債務者　佐藤　幸枝
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２４号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1173番地４
債務者　沼田　正忠
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１２６号
群馬県桐生市本町４丁目85番地
債務者　三丸　　真
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１２７号
群馬県桐生市境野町７丁目241番地の６
債務者　増子　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１２１１号
千葉県浦安市富士見３丁目24番１―106号　ルイシャトレ舞浜
債務者　石川　幸恵
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４６号
千葉市中央区今井２丁目５番10号　グリーンコーポ蘇我駅前202号
債務者　津田　武雄
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０８号
千葉市緑区土気町1630番地18　グリュック402号
債務者　石田　千馬
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２２号
千葉県市川市中山４丁目６番２号
債務者　中川　史晴
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２３号
千葉県市川市中山４丁目６番２号
債務者　中川　眞樹
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４１号
千葉市花見川区検見川町３丁目338番地１第１カナリーハイツ203号
債務者　佐藤　信宏
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６３号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区20棟508号
債務者　飯島　広幸
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６５号
千葉県浦安市富士見１丁目７番33―202号　ライオンズマンション舞浜
債務者　金屋　　寮
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７３号
千葉県市川市曽谷２丁目34番20号
債務者　藪　　誠人
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５３号
千葉県印西市内野２丁目６番地33棟402号
債務者　水町　沙穂
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５５号
千葉県成田市飯仲１番地37　コーポ向台102号
債務者　小松カヨコ
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５６号
千葉県成田市飯仲１番地37　コーポ向台102号
債務者　奥村　礼子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７１号
千葉県佐倉市井野1544番地32
債務者　渡邉あらた
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部